

午後2時21分再開

議長（松本啓太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（松本啓太郎君） 健康福祉部長。

（健康福祉部長 宇留間修次君登壇）

健康福祉部長（宇留間修次君） 答弁漏れがありまして申しわけございませんでした。議会答弁につきましては、部長であっても当然市長という代理の形の中でやっておりますので、部長個人の答弁ではないという形の中で考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

議長（松本啓太郎君） 冬木一俊君。

1 2 番（冬木一俊君） まず、合併推進事業の方なのですが、ただいま市長の方から新町について、私は新町の首長が正式に断りに来たという認識でいるのです。ただ、市長の場合については、商工会議所の皆さんにまだまだご足労願っていただくので、まだ扉を閉めないで待っているという説明がありました。高崎市についても文書で来たということでありますから、正式な私は要請文だというふうに考えますので、合併推進事業ということで本件と関連性がかなりありますので、これを機会に議会の方にどのような文書で来たのか、報告を求めます。

それと、先ほどの障害児学童保育所建設事業、議会答弁をどのように考えているのかということで質問いたしました。我々議会人としては、議会答弁がころころ変わるような状況だと何を信じて議会活動をしているのか不信に思っています。そういった中で、土地借上料163万円ということで、これは29年と3カ月ぐらいですか、契約的なもので、163万円というものが1年分ということでよろしいのですよね。そういった中で総額になるとかなりの金額になって、先ほどいろいろな条例改正の中で使用料を上げてみたり、行財政改革の一環としてやっていることと何か逆行しているようにしかちょっと思えないような内容だというふうに私自身は思います。といいますのも、この実施計画書、これにも載っていません。果たして今現在、市が所有している土地、いわゆる市有地なのですけれども、そこにも対応ができたのではないかとこのように思います。あえて言わせてもらえるのであれば、昔の多野酪ですか、市の方が公立藤岡総合病院の方に貸していると思うのですけれども、そういう土地も外来センターもでき、果たしてあれだけ広い駐車場が病院としても必要なのかも疑問に思いますし、土地の借上料の163万円、本来なら補正ではなくて当初予算にしっかりとさせていただくような内容だというふうに思います。その点について答弁ができる方がいましたら答弁していただきたいとします。

議長（松本啓太郎君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（宇留間修次君） 2回目のご質問に対しまして回答させていただきます。

議会に対しておそろそろ変わったような発言ととらえたという形で、私どもにつきましては、そのときそのときは当然その状況下におきまして誠意を持って答弁をさせていただいているつもりでございます。当然その状況下の答弁におきましては、そのときの状況におきましてつぶさに報告させていただいているつもりでございます。ですから、3月におきましての答弁、また9月におきましての答弁という形につきましては、その状況を報告させていただきまして、特にそれらの裏表のない回答をさせていただいているつもりでございます。その状況の後におきまして学童保育の建設の状況等の変更がございました。そういうことによりまして、議員説明会におきましても説明させていただいて、今回上程させていただいているものでございます。そういうことにつきましてぜひご理解を賜りたいと思います。

また、この賃借料について当初予算で計上すべきではなかったかということでございますが、本来3月のときにも回答させていただいたとおり、当初は合意解除という形の中で、その土地については交渉がまとまれば当然損害賠償という形の賠償額が出てくるわけでございます。その時点におきまして議会の方にご説明し、計上するという形の中で当初においては組まないでおきました。しかし、今回学童保育という形の中の計画になりましたので、ぜひその辺の事情をお酌み取りいただきまして予算計上をしていただきましたので、ご理解をいただきたいと思います。

(「休憩をお願いします」の声あり)

議長(松本啓太郎君) 暫時休憩いたします。

午後2時25分休憩

午後2時42分再開

議長(松本啓太郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長(松本啓太郎君) 市長。

市長(新井利明君) 先ほど冬木議員の方からご指摘のありました高崎市任意合併協議会の参加の要請書につきましてはお配りさせてもらったとおりでございます。

以上でございます。

議長(松本啓太郎君) 冬木一俊君。

1 2 番(冬木一俊君) まず、合併推進事業の方からお伺いいたしますが、ただいま市長の方から高崎市の都市圏における任意合併協議会の参加についてのお願いという文書で、議会の方に提示していただきましてありがとうございました。この内容を見ますと、最後の3行だと思うのですが、「本市といたしましては、12月中に任意合併協議会を設置してい

きたいと考えておりますので、平成15年11月28日」あしたなのですね、あした「までに参加についてご意向をお知らせくださいますようお願い申し上げます。」平成15年11月17日の日付で書いてあるとおりでと思うのですが、新聞紙上で高崎市から任意合併協議会のお誘いがあったということで、市民にとってはまたこれで選択肢が広がったかなというふうに私自身は考えているところでございますが、あしたまでに回答ということについてどういうふうに思われるのか、まず最後なので市長の方にお聞かせを願いたいと思います。

それと、学童保育所の件につきましてでございますけれども、これも市長に最後お聞きいたしますけれども、市長は就任早々、財政非常事態を宣言いたしまして、既に議決された予算である子育て支援対策事業の児童館建設計画を行財政改革の目玉として白紙撤回、建設用地として確保した土地の片方を契約解除、損害賠償したのは今年の3月であり、記憶に新しいところであります。しかしながら、片方は契約を継続し1年も経過した後に、当初の事業とほぼ同様な目的と思える身障者用の学童保育所を建設することに対し、私としては非常に不信感を抱くとともに、この土地に対する経過等を考えると、執行部の行政に対する姿勢、考え方がいかに崩壊的で、場当たり的で、その場限りのものであるかを示すものであるというふうに考えています。市長は常に行政は透明性・公平性・平等性を標榜しておりますので、4点質問させていただきますけれども、特にこの件は私も市長の特命というふうに聞いておりますので、市長自身の答弁をお願いいたします。

まず、1点目として建設場所、この場所でなければならない理由について。また、2点目としてこのようになし崩壊的な方法は透明性に欠けるとともに、行革の目的、本質から逸脱しているのではないかと。行革のあり方と本件の整合性について。また、3点目といたしまして行財政改革により児童館建設を白紙撤回した以上、対地権者に対し同等の措置をすることが行政のあり方であり、公平性が保てるというふうに考えます。このようなことは不公平な扱いにならないかどうか。最後の4点目といたしまして同じ学童保育でありながらなぜ身障者だけ別の施設にするのか、その理由。さらにこの施設は健常者は利用できないのか。以上4点について市長の明確な答弁を求めます。

議長（松本啓太郎君） 市長。

市長（新井利明君） まず、高崎市の任意合併協議会の参加ということでございますが、この用紙にもありますように、11月28日までの回答というふうに書いてあります。これを受けた時点で高崎市長と会いましたときに、この日付につきましては別にこの日までに返事をくださいということではない。藤岡市の事情もよくわかりますから、後々返事をいただければ結構ですということで特段28日にこだわってはおりませんでした。そういう中で、議会のまず合併問題調査特別委員会の皆さんと協議した中で返事をしていきたいとい

うふうに考えております。

それと、障害者学童につきましてでございますが、児童館のあり方と障害者学童のあり方、これは考え方というのはある意味で子供たちの支援事業という中で一致するところがあるのですけれども、全く異質であるというふうに私は考えております。今までそういう障害者という子供たち、そして家族の皆さん方が非常に悩んでおられた。ある意味で行政に対していろいろな希望もあったけれども、言う場もなかったという中で、北ノ原の障害児学童を開くに当たっているいろいろな親の会の意見を伺いました。そういう中で、知的障害の方だけでございましたが、7月から北ノ原の幼稚園の2階を使って障害児学童を始めました。ただ、そういう中で身体障害者の家族の方からもぜひ自分たちのそういう学童につきましても考えてほしいという意見が大勢の皆さんから寄せられた。そういう中でやはり早急に身体障害者の皆さんの集まれる学童施設、これも急いでつくらなければいけないという中で考えまして、建設場所があそこは適当でないというご指摘でございますけれども、逆にあそこに児童館の計画があったわけでございます。それは場所的にはあそこが子供たちの集まる場としていいという判断があったればこそ、あそこに児童館の予定地が選定されたものだというふうに思っておりますが、そういう中で、身体障害者の人たちからの意見を聞く中で県との確認をしましたところ、今年度の事業で間に合うという要望で受けられましたものですから、ぜひこの補正をお願いしまして子供たち、特に身体障害者・知的障害者の子供たち、親、この人たちの希望をかなえてあげたいということで、議員ご指摘の当初予算でいいのではないかとありますが、急いで希望をかなえてあげたいという中で決定させていただければありがたいと思っております。

行革の中でこれがなし崩しではないのかというご指摘もありますけれども、私は決してそうではない。全く違う人たちに対する光、今までこういうことが希望としてあってもなかなか行政の目が向かなかつたと言われている中でございます。ぜひご理解をいただいて、身体障害者・知的障害者の皆さんの学校へ行ってきた帰りの集まれる所という意味で決定をお願いできれば大変ありがたいと思っております。公平性を欠くということではなくて、いろいろな市の所有している土地も含めて検討してまいりましたけれども、交通量やそういうことを考えたときに、浅間神社のあの裏が適地であるということで、今、お願いをしているところでございます。障害者だけでいいのかということではないのですけれども、とりあえず障害者にもそういう目を向けた政策を進めていきたいということで、この決定をさせてもらえれば大変ありがたいというふうに考えております。よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

(「休憩願います」の声あり)

議長(松本啓太郎君) 暫時休憩いたします。

午後2時53分休憩

午後2時54分再開

議長（松本啓太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（松本啓太郎君） 市長。

市長（新井利明君） 大変失礼いたしました。下栗須の地権者の方には賠償金を払ったということですが、これは農地を宅地に地権者のもとで変更していただいております。そのための費用が係っておりましたので、それが賠償金として支払われております。これは下栗須の地権者と浅間神社の裏の土地と公平でないということではなくて、ぜひ児童館予定地であった土地、これにつきましてはいろいろな形のところを見ただ中で適地ということですので今後ともお借りしたいというふうをお願いをしているところでございます。

議長（松本啓太郎君） 木村喜徳君。

15番（木村喜徳君） 質問いたします。

171ページ、前議員が質問しました第2款第1項第9目です。現在、1市1町という予算計上なのですけれども、この予算が通れば任意合併協議会の立ち上げ時期はいつと考えているのか、これが1点。立ち上げていく中でいろいろ検討していくと思うのですけれども、中間で議会なり市民なりに経過報告ですか、成り行きというのを報告する用意があるのか、そういう意思がないのか。

あと、11月1日号のふじおか広報の中に合併の案内があるわけですが、この文書をちょっと読みます。「8月20日に開かれた藤岡市議会全員協議会において1市3町（藤岡市・新町・鬼石町・吉井町）での合併を目指すことで意思決定が図られ、市は平成17年3月末の法定期限内の合併を目標に具体的な取り組みをスタートしました。」という文なのですけれども、この文を読みますと、市議会の1市3町の方向性を出したことによって、執行部側はそれに乗った形で1市3町を進めたのか。それとも執行側の1市3町という考えが基本的にあって、同じ考えだったからやったのか、この点を聞かせてください。

それから、177ページの第3款第2項民生費です。先ほどの議員と同じなのですけれども、これはたしか契約が平成43年までであると思うのです。多分間違っていないと思うのですけれども、間違っていたら正確な年数を提示してください。先ほどもいろいろ議論があったわけなのですけれども、障害児の学童保育をつくろうという案が執行部の方で持ち上がってきたのは何月ごろの時点かお願いいたします。

あと、市長の方で先ほどの前議員の質問の中で、場所はここが一番ベストということで選定したということで、何力所か市の所有地を検討した結果、ここがいいという答弁があ

ったのです。ですから、検討過程にあった選考地をちょっと具体的にお願いいたします。

それと、もう一つ、面積的には約990平方メートルぐらいなのですが、このく  
らいの土地でしたら先ほどの市有地、市の土地、そんなに遠くない所に何カ所ぐらい実際  
にあるのか。要するに学童保育の建物が建てられる可能な土地で結構ですが、何カ  
所ぐらいあるのか、前の質問と一緒に答えていただきます。

議 長（松本啓太郎君） 市長。

（市長 新井利明君登壇）

市 長（新井利明君） 木村議員のご質問にお答えいたしますが、まず任意合併協議会の立ち上げ  
の時期でございますが、今、合併問題調査特別委員会の方に対しましても近々開会の願  
いをしているところでございますが、そういう中で協議もしなければならぬという前提  
でございますけれども、私としましては12月の上旬に任意合併協議会の立ち上げまでい  
きたい。今、メンバー構成の中で議会に対しまして4人のご推薦もお願いしているところ  
でございます。今後4人の皆さんが出そろった中で正式な日取り等について検討してい  
きたいと思っております。

1市3町という枠組みについて、その考え方はどうなのかというご質問でございますが、  
私も当初から藤岡市・新町・吉井町・鬼石町という中で2月に合併のための任意合併協議  
会立ち上げのための準備会というのですか、こういったものを提唱しておりました。当初  
それも立ち上がる予定で意見統一できておったのですけれども、諸般の理由で立ち上げが  
できなかったという中で、1市3町という枠組みについては当初から私も頭の中にあっ  
たということでございます。

経過等につきまして議会及びまた大変大事なことでございますので、市民にいろいろ広  
報を通じたり、また合併の資料こういったものを提示していきたいというふうに考えてお  
ります。その中で1市3町というものが私の頭にあったのか、議会の方からのお話だっ  
たのかということにつきましては、私も当初から1市3町という中で考えておりました。ま  
た、議員の皆さんもそういうふうにご理解いただいたというふうに考えております。

（「休憩」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） 暫時休憩いたします。

午後3時3分休憩

午後3時14分再開

議 長（松本啓太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長（松本啓太郎君） 健康福祉部長。

(健康福祉部長 宇留間修次君登壇)

健康福祉部長(宇留間修次君) お答えさせていただきます。

まず、契約につきましてですが、先ほども申しましたが、平成14年1月1日から平成43年3月31日まででございます。また、この障害児学童保育についていつから計画を持ったかということでございますが、先ほどの経過の中で申しましたが、まず障害児のスクールバスを端に起こりまして、本年度に入りました4月末に検討会を開催いたしました。その中におきまして、障害児学童保育という形の中で暫定的にまず一歩を出ようという中で7月にオープンしたということでございます。その後、当然2階での受け入れという形の中で車いす等の利用、また重症の障害者の方については受け入れができなかった。それで、9月に学校が始まりまして、いざ学校から預けるに当たって預けられない者と預けられる者とその辺が出てきました。そういう関係で最終的に、ではそれらの受け入れについてどうするかということを検討し始めましたのが9月末からでございます。それでは建設に当たって県の方にまず補助金関係につきましてどういう受け入れがいただけるかどうかという形の中で県に照会しまして、10月中旬に県より補助金可能という形の中で回答をいただきましたので、具体的に計画に移ったものでございます。

また、選定に当たって何力所かということでご質問でございますが、まず選定するに当たりましては、古桜町の空き地がございました。また、そのほかにシルバー人材センターについても空いております。また、そのほかに高山邸についてご寄附をいただいておりますので、それらについても検討させていただきました。しかし、交通量の問題、また住宅密集地の中での場所であるということ、また先ほど市長からも答弁させていただきましたが、今、計画しています児童館の建設予定地でありました場所につきましては、当然平成14年度の12月議会におきまして賃借料についての議決を得た中で、そこが最も児童館にふさわしい場所であるという形の中で契約させていただきました。そういう意味も含めまして児童館建設、すなわち障害児童と同じような役割を持つことの浅間神社をバックにして野外活動等ができるという、そういうものの場所で最適地であるという形の中でさせていただきました。

また、先ほど市長の方から答弁をさせていただきましたが、まず行革との絡みという形の中でさきの質問がございましたが、当然児童館建設につきましては学童保育、民間でできるものは民間でという形の中で、児童館建設をやめて学童保育については民間にお願いするというような政策とさせていただきます。そういう中におきまして、障害者専用の学童保育というものはどうしても人件費がかかります。そういう関係で民間ではやっていただけない部分である。すなわち民間でできないものは公でやるべきではないかという立場をとりましたので、行革とは当然異なる中の建設でございますので、ご理解いただきました。

いと思います。

議 長（松本啓太郎君） 木村喜徳君。

1 5 番（木村喜徳君） 任意合併協議会の件でまた少し聞きたいです。

新町がだめになったという返事が文書だか口頭だかわからないけれども来ているということを知りました。吉井町についてまだ参加したいような旨の話を私は聞いているのですが、この辺をちょっと確認させてください。先ほどの経過報告ですけれども、できるだけ事細かく、時期も何か大きな節目ですか、そういうことがあるたびに私は報告をしていただければありがたいと思います。

また、高崎市との関係なのですけれども、昔からよく話のあるうちが云々ということわざがありますけれども、合併は別としても地理的に背と腹というのはどうしても絶っても切れない縁でございますので、任意的なものは出会い自由ということがありますので、予算計上するということは非常に財政が逼迫している中ではつらいかもしれないけれども、将来の藤岡市を考える中では高崎市との勉強会というのは将来的に非常にプラスとなると思いますので、私個人としては任意合併協議会の方だけでも参加していただければ非常にありがたいような気がしますので、これは2日の委員会の中で判断していただくということですが、私の個人の意見として述べさせていただきます。

それから、学童保育の件なのですけれども、古桜町とかシルバー人材センター、それから高山邸、この辺を候補地として上げて、どうしても宮本町のところが最適地という答弁なのですけれども、その条件の中に交通量云々だけでしか入ってこないのです、その適地としての要件が。今、部長がおっしゃった最適地というのはどういう要件が入っているのか、選定過程の中でどんな要件があったのか、これを1点聞かせてください。

あと9月からこれが北ノ原保育園ですか、幼稚園ですか、そこから出て建設しようということなのですけれども、たしか私は9月議会でもこの辺の件について質問したような気がするのですが、何か全然聞かせてもらえなかったです。ちょっとその辺は残念な気がします。私どもは障害児の学童保育所をつくることにつきましては賛成なのです。ただ、児童館を廃止した一番原点にあるのが経常経費の削減、事務経費の削減、こういったことから始まったわけです。それで、163万円という土地の借上料がその方向とは非常に逆行しているということを私は言いたいのです。市有の先ほど言った土地が空くのだから、そういう所へつくれば163万円は今後支払わなくていいわけです。経常経費の削減につながっていく。これが執行部の最初から言っている最大の目標ではないですか。私はその辺のことをきちんとこの中で言いたいのです。この件に関して答弁を市長にお願いいたします。

議 長（松本啓太郎君） 企画部長。

(企画部長 中易昌司君登壇)

企画部長(中易昌司君) 合併についてお答えをいたします。

吉井町につきましては、11月17日、吉井町長、議長が当市へ任意合併協議会に参加することを口頭で伝えに来庁しております。ただし、高崎市への任意合併協議会へも参加するとのことでございます。

以上です。

議長(松本啓太郎君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(宇留間修次君) 最適地の要件という形の中のご質問につきまして回答させていただきます。

まず、そこが適地であるかどうかという判断基準の中におきましては、当然交通量もございます。そのほか野外活動ができる場所、特に障害者の関係につきましては、体の不自由な方がございます。そういう中におきまして外へ出るということはそれだけの危険性がございますので、できるだけ野外活動ができる場所というものが近ければ近いほどよろしいということがございます。そういう意味におきまして浅間公園を南に抱かえる今回の建設地が大変よいのではないかと。また、そのほか住宅につきましても、あそこの土地については住宅が少のうございます。やはり住宅密集地より住宅がそれほどない所の方がよろしいのではないかと、そういう判断の中でさせていただきましたので、よろしく願いいたします。

議長(松本啓太郎君) 市長。

市長(新井利明君) 議会決定されておった児童館建設を取りやめるということでご理解いただいたわけですが、これにつきまして児童館という建物と運営経費こういったものを考えたときに、取りやめていきたいということを申し上げました。行革との考え方でこの163万円はおかしいのではないかとということでございますが、全くそうではない。行革との考え方というふうにとらえるよりも、やはり障害者本人また家族こういった人たちのご負担を考えたときに、少しでも行政の方でお力をかけてあげられれば大変いいことではないかという中で、163万円の借上げが行革の考え方の中でおかしいのではないかとということにはならない。逆にぜひ今まで障害者の皆さんが苦勞しておったそういうことにつきましても、少しでも前に進んでいきたいということでこの事業を考えたわけでございます。先ほどご指摘の中に、本来、年度の当初予算の中で考えるべきではないかというご指摘もありましたけれども、それも当然かというふうには考えております。ただ、たまたま県にこういう考え方を言いましたら、本年度の補助にまだ取り上げてもらえる余地があるという中で急いで決定をしたということでございます。

議長(松本啓太郎君) 木村喜徳君。

1 5 番（木村喜徳君） 吉井町は11月17日ですか、来てうまく話を進めていただければ、この議会で1市2町という枠組みの中で予算上程ができたのではないかと思いますけれども、今後の吉井町との関係はどうなりそうなのか、執行部サイドの感触で結構ですけれども、任意合併協議会に途中からでも入ってきてというような状態になるのか、その辺の感想で結構ですけれども、要するに接触したそれをひとつお願いいたします。

学童保育の件なのですけれども、児童館を中止したときに地代も当然経費としてかかったわけです。地代もひくくめた中で経常経費の削減をするために廃止と私は考えています。現在もそうですけれども、だから市の先ほどこの土地を選定した云々ということがありましたけれども、それだけの市の遊休地があるのですから、経費を削減するためには、その土地を私は使うのはこういう時期にはもう優先すべきだと思います。野外活動の場ですか、いろいろなことを言っていますけれども、それはどういう条件でも見つければ見つけたでできますし、その辺のことは執行部の考え方がだんだんと変わってきたように私は思います。そういう見解をもう一度だけ市長にお尋ね申し上げます。

議長（松本啓太郎君） 市長。

市長（新井利明君） それでは、私の方からは障害児学童についての考え方という中で経費、当然163万円という借り上げ代も入っておったというご指摘でございます。当然そういうことも念頭になければならないというふうに考えております。例えば古桜町のあの土地というものにつきましては、もっと市街地活性化のためにほかの使い方というものも検討していかなければいけないのではないかと考えております。そういう中で児童障害者学童をするに当たってどこがいいかという検討の中で古桜町も検討しました。今、部長が言いましたようにシルバーの跡地、高山邸という検討した中で、児童館として選定したこの場所、これはそういう子供たちが集まってもらうにはやはり一番いい場所なのです。そういう中で私の方は行革との考え方というものの常にその頭は持ちつつも、この163万円の地代を払ってでも、障害者学童というものについてはぜひやらせてもらいたいということで提示させてもらっております。よろしくお願いいたします。

議長（松本啓太郎君） 企画部長。

企画部長（中易昌司君） お答えをいたします。

11月17日に来庁した内容につきましては、吉井町は任意合併協議会に参加するとの回答でございます。また、職員は12月の下旬なるべく早い時期に派遣するというところでございます。

以上です。

議長（松本啓太郎君） 橋本新一君。

2 番（橋本新一君） 177ページの第3款民生費のただいま質問等がございました障害児学童

保育所の建設について、お尋ねをいたします。

弱者に手を差し伸べる事業でありますので、何ら異論を挟むものではございませんけれども、1点だけ確認をさせていただきます。障害児福祉についてはいろいろなパターンがあるように聞いております。したがって、当事者間において不平不満の出ないような公平・公正な運営をお願いしたいと思いますが、ご意見をお伺いいたします。

議長（松本啓太郎君） 健康福祉部長。

（健康福祉部長 宇留間修次君登壇）

健康福祉部長（宇留間修次君） ご質問に対しまして回答させていただきます。

現在、北ノ原幼稚園におきまして障害児学童保育を運営しておりますが、やはり構造的な面、2階という形の中で預けていただける方、また実際には預けたいのだけれども構造的に無理であるということがございます。そうした意味で公平に預かるという形の中で、また知的障害者の方・身体障害者の方ともに預けていただけるような施設にしていきたいという中で、今回建設計画しております建物については、障害者の中でも知的障害者・身体障害者とも部屋をつくりまして、ともに預けていただけるような施設を考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

議長（松本啓太郎君） 反町清君。

7 番（反町 清君） 私も補正予算第3款民生費の第2項児童福祉費の中の障害児の保育所の建設について、先ほど各議員が質問されておりますけれども、答弁を聞いておりますと、前回中止になった経緯の中で市長も担当部局も議会軽視はしていないのだ、この中止は議会軽視をしたわけではないということで、下栗須の神流小校区については970万4,000円という莫大な違約金を払って契約解除しているわけです。第二小校区もいずれか年内には解約の方向で進んでいきたいという答弁は、冬木議員の質問の中に本会議場でなっております。こういった議会軽視ではない。では議会に約束したことはどうやって守っていただけるのか。だから、こういった質問が出て場当たりのだ。今、聞いていれば場当たりのではない。障害児に対する思いは我々健常者にはわからない。非常に辛いものがあるのです。そのくらいわかっている。だけれども、こんな議会をばかにしたような、議会軽視したようなやり方でこの場所へ、第二小の児童館建設用地へ持っていく、この経緯についてまずお聞きいたします。

中止になって解約の方向に進んでいるという中で、昨年来、1分団の詰所をここにつくりたい。1分団の詰所は学童保育並びに障害児の施設と関係がありますから、私も消防署というのは障害児のためにあるのかとそのときは思っていたけれども、そうではない。まず、第1に目的の違うそういったこと、議会に答弁したと逆行したことを平気でやっている。そんなことで信用できますか。去年の議会で何て言ったの。議会軽視しているの

ではない。箱物から脱却して、だからこそ、こういったことも理解してくださいということで中止した経緯なのです。その後で消防の詰所がだめだ。また、3月議会では3月31日をもって解約の方向に進んでいる。また、今年の9月の議会では委員会でその方向で進んでいる。この解約の方向に向けて地権者の方と何回ぐらい交渉したのか。そして、その内容は、返答はどうであったのか、正確にお聞かせ願いたいと思います。第1回の質問です。

議長（松本啓太郎君） 健康福祉部長。

（健康福祉部長 宇留間修次君登壇）

健康福祉部長（宇留間修次君） 第二小校区の学童保育契約地の合意解除に対する経緯について、ご説明申し上げたいと思います。

合意解除は確かに3月議会に申し上げましたとおり、まず所有者の方に合意解除させていただきたい旨を2月に申し入れいたしまして、その後、所有者の方が市と争うのはやはり本意ではない、そういう中におきまして、弁護士を通した中で話し合いが持たれてまいりました。そういう中におきまして、所有者の方にまず損害賠償としてどの程度考えているか、そういうところにつきまして協議を重ねてまいりました。それで、弁護士からの回答がございまして、その中身につきましては、まず9月末の時点におきまして解除する場合につきましては、それにプラス5年というような形の中で話がまいりました。しかし、当然その中におきまして9月末に障害児の学童保育という計画も持ち上がっていますので、それらにつきまして弁護士の方にも相談しまして、当然所有者の方の本意は平成43年3月31日まで借りてもらいたい。市を信用した中で契約したのですから借りてもらいたい。それが一番本意でございます。そういう中におきまして交渉を重ねてまいりましたが、障害児学童保育という形の中で検討がございましたので、それらの話も弁護士を通した中で話し合いを持っているところでございます。

議長（松本啓太郎君） 反町清君。

7番（反町 清君） というと、本当に交渉したのは1回だけ、正式な回答を得たのは1回だけということですね。大体内容はわかりました。9月に行って違約金は5年分ぐらいいただきたいという形なのですけれども、さて5年分の違約金を払っても、私は議会で約束したことは守るのが本当だと思う。我々だって執行部が提案したことに賛成したことは何が何でも協力してやります。答弁したことが約束を守れないのだったら、議会は要らないし議員などはただの人形になってしまう。それでは困る。やはり我々はまじめに議論して市民の血税を少しでもむだにしないように、そのためにこうやって議論しているわけですから、そんな中で解約をするという方向で形が5年という回答が出てきたのなら、そこでどうして交渉を続けなかったのか。降ってわいたような県からのこういったいいお話があるとい

うことで障害児、それはやはりこじつけであって、何か地権者の方と切っても切れない縁でもあるのですか。解約できないような、だれかまずい人でもいるのですか。私はそのように疑ってしまいます。再三にわたってこれは言っていることなのです。消防署のはす向こうに詰所ができるなんておかしい話なのです。そういう話が実際にまだこの間あったのですから、まじめにずっと障害児のための建設用地を考えたわけではないのです。しょうがない、あそこはもうきまりが悪いから何とかいいものをつくろうということで持っていた話ではないですか。そんな無計画だったら、やはり正当な理由があるのなら当初予算にのせてくる。一番根本的なことは今、解約の方向が示されたのにしないで、ここにこういった施設を急いでつくろう。こういった議会を軽視したことが行われるから皆さんこうやって心配しているのです。もう一度この敷地に対して、まだ時間もありますので、地権者と解約の方向について話し合う余地があるのかどうか。

また、市の遊休地についてでもあります。また、こういった障害児施設をつくるのに約1,000平方メートルの土地が要ります。市民の皆さんいい場所があったら提供してくださいと言ってごらん下さい。今、空き地がいっぱいあるのです。売れないで不動産屋も困っている。格安でいっぱいあるのです。そういうこともよく議論をして、もう少しじっくり時間をかけてもいいのではないかと、私はそう思います。今年から北ノ原幼稚園も知的障害者だから2階でいい。本来であれば障害者というのは2階はだめなのです。そんなことは初めからわかっている。そういうことを安易にちょっと始めて、これをやっておけば次はあそこの所へ来年もうつくるように持っていくのだよというような計算ずくめのことでは、福祉行政というのはもっとハートを入れてやらなければだめなのだよ。そういうことでぜひ第2回目として解約する気があるのかどうかお聞きします。

議長（松本啓太郎君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（宇留間修次君） 2回目のご質問に対して回答させていただきます。

先ほど来、各議員からご質問いただいた中におきまして、現在、お願いしています建設予定地という形の中で旧児童館建設予定地、そこについては最適地という形の中で今後も計画させていただきたいと考えております。ぜひご理解をいただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

議長（松本啓太郎君） 反町清君。

7 番（反町 清君） 3回目でございます。市長は去年就任のときにもやはり私の質問に対して「藤岡市は第2のふるさとである。愛情を持ってこの市政に取り組む。」と言われて日々努力なさっておる。これはよくわかります。評価はするのですけれども、事今回のことに関しては、私は議会人として納得がいきません。もう一度しつこいようですけれども、この児童館建設に対しては、私たちはつくるのには何ら異論はございません。こういったぎく

しゃくしたような土地で障害者に夢を与えるようないい施設ができるのかどうか。あまり縁起のいい話ではないのですけれども、そういうことがないようにするには、やはり考え直して違う場所も一考されるのかどうかお聞きいたしまして、私の質問といたします。

議長（松本啓太郎君） 市長。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） 障害児学童につきましている議論を重ねてまいりました。片や先ほど部長の話にもありました土地の返却についての協議、こういうことも全く別の話としてあったわけでございます。それで、先ほども私も申し上げましたけれども、本来であれば当初予算、これはごもっともだと思います。そういう中で、当初予算のつもりで県との協議に入りましたら、県の方で今年度の中でやれるというお話になりまして、それではどこかいい所はないかという中でいろいろ探しました。いろいろというのは先ほど健康福祉部長の方が申し上げました。そういう中で、やはり児童館として選択をされたあの土地というのは、近場に浅間公園があったり、交通量があまり多くなかったり、そういうことを含めた中で決められたというふうに伺っております。そういうことが今度は障害児学童をするに当たってもやはり適地だというふうに判断して、きょうこうして議会の皆さんにお願いをしているところでございます。ぜひ障害者学童を早期に進められるという観点からもご理解をいただければ大変ありがたいと思います。

議長（松本啓太郎君） 湯井廣志君。

4 番（湯井廣志君） 私は第97号一般会計補正予算に関しておおむねすべて了解するつもりでございます。この中で1件だけ納得のできない場所がありますので、その場所だけを指摘させていただきます。163ページの債務負担行為補正、ごみ収集業務委託費の9,500万円に対しての関係でございますが、この関係は先週の17日の議員説明会で委託業者の選定は地元企業の育成、公正、また安くなるので入札したいと説明を受けております。それが今週の本議会になったら随契とする。この藤岡市で提出議案の説明と議員の説明会とが全く違う説明を行っている。これでは議員説明会を何のために開催したのか、正直に言ってわかりません。

では、この内容について質問いたしますけれども、あなた方は地方自治法の問題をどのように理解しているのか、その点をお伺いいたします。ご存じだと思いますが、地方自治法第234条では、請負その他の契約というのはすべて一般競争入札なのです。例外として指名競争入札、随意契約が政令で定める場合に該当するときに限ると規定されております。そして、施行令ではその性質また目的が一般競争入札に適さないとか、一般競争入札することが不利であるときなどに限定されております。つまり一般競争入札というのが原則でございます。指名競争入札、随契は例外であると理解しておりますが、行政

はこの地方自治法第234条及び地方自治法施行令第167条の規定をどのように理解しているのか、またどのように解釈しているのか、所見をお伺いいたします。また、施行令第167条第2項の規定、これで随契できるという場合に6号にわたって示しております。行政はこの6号の中の何号に該当するとして随契しようとしているのか、その根拠をお示し願いたい。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（松本啓太郎君） 市民環境部長。

（市民環境部長 塚越正夫君登壇）

市民環境部長（塚越正夫君） ご質問にお答えいたします。

まず、議員説明会のときに入札ということで説明をさせていただきましたが、その後、議員からいろいろご指摘等をいただきまして、ではどうすることがいいのかということで検討をしたわけでございます。今、藤岡市におかれましては、財政的に非常に厳しいということも我々も承知しておりますので、そういう中でどういう方法が最良かということを検討しました。そういう中で結果的にどういうことかと言いますと、ちょうど6年が今年度で切れまして、来年度からまた新たになるわけでございますが、今まで6年前に入札をしたときには車をまず買っていただくということで、当然そこに償却という問題があるわけでございます。車を買いますと6年で償却ということでありまして、そこに償却費が負担されるということでございます。そういうことを考えますと、今ある車を使っただけであれば、償却費はなくて車両費はかからないので人件費だけで済むのではないかということの中で、3社については経験等もありますので、随契をさせていただいたということでございます。また、1社につきましては、これからまた透明性という中では入札をしていきたい。そして、1社入れたということにつきましては、藤岡市の清掃業の中で各社とも非常に格差がありまして、まだまだ対等に入札できるような状況の業者がそろっておりませんので、今後業者の育成ということを考えますと、A、B、C、Dの地区を1地区設けたということでございます。

また、地方自治法の中にあります入札でございますけれども、今回のこの入札につきましては随契でございますけれども、これは公法上の取り扱いということでございまして、特に廃掃法という法律のもとに随契をするわけでございます。これは議員ご承知かと思うのですけれども、廃掃法の中で受けられる業者というのは資金あるいは経験、こういうものがまず最優先するわけでございまして、この辺を重視しまして、そして経費が安いということの中で随意契約をさせていただいたという経緯でございます。いずれにしても、今回につきましては経費を安くしていく。そして、なおかつ業者育成をしていきたいという考え方のもとに変更させていただいたわけでございます。ご理解をいただければありが

たいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長（松本啓太郎君） 湯井廣志君。

4 番（湯井廣志君） 私はきちんと議員説明会をする前に議論をした上で入札にするというふう  
に決めた後、この説明会をしたのだと思っておりました。このところできちんとした信  
念を持って入札をしたいということになっておったのならば、なぜ1週間経って随契とい  
うような方向に変わるのか、その点がよく理解できません。また、この中で3カ月の猶予  
期間、練習期間というのがありますから、恐らくだれがやってもできる仕事ではないのか  
と理解しております。また、それなりの免許があればできるものと思っております。また、  
入札することによって今よりもっと安い金でできるかもしれません。そういうのをいろい  
ろ考えた上で、あなた方の入札の方式にして議員に説明をしたのだと思っておりますが、  
その点よく検討もしないでとりあえず議員に話しておけばいいのかというような格好で話  
されたのか、もう一度お聞きいたします。

議 長（松本啓太郎君） 市民環境部長。

市民環境部長（塚越正夫君） お答えいたします。

まず、議員にいいかげんに議論をして説明をしたのかということですが、我々  
は、今、お話ししますように、来年度がちょうど6年で切りかえということですが、こ  
れを早くから検討しておったわけですが、また、検討の内容につきましては、  
随契なり入札という方式で検討しておったわけですが、11市の中ではすべての  
市が随契でやっておるということですが、これはいろいろの事情があるかと思うの  
ですけれども、そういう中で、藤岡市におきましては議員説明会のときに我々は随契、入  
札ということで検討しておったわけですが、当然議員等のご意見等も聞かなく  
てはならないということですが、そういう中で議員説明会をしたときに議員の中で  
いろいろご指摘いただきまして、再度考えさせていただきまして出したわけですが、  
いずれにしましても、入札、随契という中で検討はしておりました。そういう中で入札と  
いうのは当然金額が上がるということは承知しておりましたし、そうすることがいいのか。

それとまた、3カ月という中で入札したらだれでもできるのではないかとことごと  
くございましたが、藤岡市におきましては、当初委託事業を始めるときに3社入札をして  
おったのですけれども、2社が途中で権利放棄をされた。そして、藤岡市内では今、700  
近い収集所があるわけですが、これを途中でやめられたときに市民に非常に迷惑が  
かかるということもあります。過去にもありましたように、今、言いますように3社が  
入札をとって2社がだめになってしまったということもありますので、そういう中で廃掃法  
というのを重視しまして、経験・資金こういうものを重要視して今回提案をしたとい  
うことですので、ご理解いただければと思います。

議長（松本啓太郎君） 湯井廣志君。

4番（湯井廣志君） 私の方は公正の原則で入札ということで考えていたのですが、3カ月の猶予期間というのがございますよね。新聞配達にしても1日ついて恐らく1,000件ぐらい覚えるわけですよね。3カ月経って700件が覚えられないような業者なら最初から入るわけがないのです。その点しっかりと検討していただきたいということと、もう1点、議員説明会ということなので議員の論議の中でこのような方向に変えますということならいいのですが、後で連絡を受けて今度は入札が随契に変わったよ、それで終了ですよ。そういうやり方を改めていただきたいので、その点をよろしくお願いします。

議長（松本啓太郎君） 答弁を求めますか。

（「進行」の声あり）

議長（松本啓太郎君） 青柳正敏君。

17番（青柳正敏君） 平成15年度の一般会計補正予算（第3号）これの中で177ページ、民生費の第2項児童福祉費、障害児学童保育所建設事業についてお聞かせ願いたいと思います。

まず、場所ですけれども、児童館の建設というような中での場所の選定が始まったのではないかというふうに思っています。また、この中での契約が平成14年1月1日から平成43年3月31日、この土地の借上料についてですけれども、どのような算定基準の中でなされたのか。また、30年という契約であれば、当然のこととして借上料の見直し条項のようなものもあるのではないかと思うのですけれども、この点についてどのようになっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

また、新井市長になりまして藤岡市の行財政改革こういった中で、児童館の建設を中止というような中で、これにかわるような中で何とか子育て支援をという、そういったことをご理解をいただきたいということは、今まで聞かせていただいていたわけですけれども、私はそういうような中でこの障害児、身体的・知的障害者こういう子供たちのためにこういう施設をつくるということは、大変結構なことだというふうに感じるところでありますけれども、この学童保育所について規模というものが自分としてはちょっとまだ心配な面もあるのですけれども、学童保育所の人数的な面で、やはりこういった方に対してはこういうものができるといろいろな形の中で希望者が増えるのではないかという気がするわけですけれども、この点についてどのような考えを持っているのか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（松本啓太郎君） 健康福祉部長。

（健康福祉部長 宇留間修次君登壇）

健康福祉部長（宇留間修次君） まず、1点目の第二小校区の児童館建設予定地の賃借料の積算とい

うことですが、これにつきましては、市有財産貸付基準を準用した中で積算をさせていただきます。その当時の積算といたしましては、まず平成12年度の相続税課税標準額、これが市道112号線が正面という形の中でそこが6万1,000円、また側道が横にありまして市道4148号線、これが相続税課税標準で4万7,000円となっております。その6万1,000円プラス4万7,000円の角地でございますので、角地補正計数が0.05、それに現況の実測面積989.62平方メートル使いまして、それに定率のこれは市有財産貸付基準を準用した中の定率2.6%を掛けたもので、賃借料を163万円という形の中で算出させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

あと貸付料につきましては、契約書におきましてまず賃借料につきまして原則的に3年ごとに公課公租の変動もしくはその他経済情勢の変動等やむを得ない事情があると認められたときは、甲乙協議の上、これを変更することができるということでございます。

以上でございます。

議長（松本啓太郎君） 他に質疑はありませんか。

茂木光雄君。

- 9 番（茂木光雄君） 163ページのごみ収集運搬の委託費ですが、先ほどの湯井議員と連動いたしますけれども、市長、随契によるという説明がありましたけれども、基本的にはごみの収集運搬業務は入札とするということで、当初前年ですか、こういった中で決められたことだと思いますけれども、入札できない理由について明確にお答えをしていただかないと次に進めないのです。というのは、まず随契というものがAからD地区にこのような形で配分をされている中でなぜこういう分け方をするのかどうか。そして、入札によってある程度委託料を思い切った形で軽減していきたいという意図が、随契によってそれが阻害されてしまうのではないかというふうに感じます。というのは、随契ですと、部長の説明からいくと1,000万円以上の経費の節減が見込めるのだ。新車でなくてもいいのだ。A、B、C地区においては新車購入は義務づけしないのだという話ですが、D地区においては新車を買っていただきたい。そういう中で一つ一つ例えば随契で1社プラス、どういう形の中で合見積もりをとってどうやっていくのかという説明もないし、思い切った形で入札を各地区に、私の提案ではA、B、C、D地区を、9,500トンのごみを4等分すればいいのです。4等分してきちんとした形の中で、ごみの収集に関する費用というものは1トン当たり幾らという単価は出ているわけですから、それをもとに平等な形で入札をすれば、部長の考えている以上の経費の節減と新たな新規業者の獲得もできると思います。入札もできると思います。

そんな中で、部長の説明ですと、11市全市が青ナンバーで運行しているという答弁が

ありましたけれども、私は昨日、前橋市の方に確認をしたところ、前橋市においては一般廃棄物収集運搬業者がきちんと白ナンバーでやっているのではないですか。ですから、部長、議員に説明するのに先ほどの湯井議員の答弁にもありますけれども、やはりもっときちんとした形で入札、それと白ナンバーでも構わないのだ。そういった中でA、B、C、D地区を平等に分けた中で最低制限価格をきっちりと今回初めて提示していただいて、思い切った形の中でごみの収集運搬業務の経費節減並びにごみの減量化を図っていく、こういう心構えで透明で公正な市政運営をぜひ図っていただきたいということで、答弁をまず青ナンバーでなくてもよいとするかどうか。それと、A、B、C、D地区を平等に分けて入札を行うのかどうか、この2点で回答してください。

議長（松本啓太郎君） 市民環境部長。

（市民環境部長 塚越正夫君登壇）

市民環境部長（塚越正夫君） まず、青ナンバーのことにつきまして回答いたします。

私も前、議員説明会のときに11市すべてが青ナンバーかという話の中で調べてみないとわからないという話で回答したかと思うのですが、前橋市、今、議員ご指摘のところでございますけれども、ここに資料があるのですけれども、5社委託ですべてが白ナンバー、許可業者中3社が青ナンバーを取得している。そして、今後青ナンバー取得についても検討を重ね指導をしていくということがあります。そして、廃掃法の中にも委託の場合については青ナンバーという規制が出てきているのです。そういうことの中で自分たちで収集をしている分にはいいのですけれども、市の委託業者については青ナンバーという義務づけを県の方からの指導も来ておりますし、廃掃法の中にもあるわけでございます。11市の中で当然白でやられているところもあるかと思うのですが、県の指導のもとに11市とも青ナンバーの指導を今、義務づけているというふうに思っております。

それと、青ナンバーの取得でございますけれども、車両は5台以上というのがありまして、それと運転管理者が必要だということでございますが、地域限定ということがございまして、例えば藤岡市であれば藤岡市内のみということであれば、車両1台でも青ナンバーが取れるということがあります。それと、その中に運転管理者についても必要がない、そういう決めがございます。青ナンバーについては、今、ご説明したとおりでございます。

それと、平等に入札をするのかということでございますが、先ほども話しましたように、我々も当初入札をするのか、随契をするのかという中で検討を重ねてまいりました。そういう中で3社、それと今もう1社、A、B、C、D4地区に分けて今回お願いをするわけでございますけれども、議員もご承知かと思うのですけれども、藤岡市内のまだ業者に清掃業務に対する認識とか、あるいは規模こういうものがまだまだ格差が非常にあるわけでございます。こうした人たちを一堂に集めて入札をするということがどうかということも

考えましたし、当然議員説明会の中で、経費の節減ということの中で我々も再度考えさせていただいたわけでございます。そういう中で経費の節減をしていくということになりますと、当然新車は買わないで今までの中でやっていく。D地区につきましては今後藤岡市の業者が今、お話ししますようにまだ非常に格差がありますので、業者育成ということの中で1社を増やしていきたい。そして、将来的には何区画に分けて平等に入札をしていきたい。今はその前段でございますので、来年度につきましてはまず経費の節減、そしてもう1地区につきましては業者育成ということで進みたいというふうに思っていますので、ご理解をいただければと思います。よろしくお願いたします。

議長（松本啓太郎君） 茂木光雄君。

9 番（茂木光雄君） 今、答弁いただきましたけれども、とりあえず業者によって格差があるということがどうも大前提に市の方に考え方がありそうですけれども、そうすると、新規のいわゆる参入について、例えば439万円のところは新車を買って参入してきなさいという形の中で、ではそのほかのA、B、C地区については新車でなくてもいいですという、これが果たして平等ですか。どう考えます。実際に別に中古であろうと何であろうといいということであれば、この439万円というものはもっとガクンと下がるわけではないですか。しかしながら、今の説明でいく限り、A、B、C地区においては今までどりの車両でもって来ていいのですよ。しかも6年間オ-ケーですよ。こういう形ではなくて、一步譲ったとして、前段ということであれば、とにかく委託期間は1年及び2年にしましように。何も6年にすることはないではないですか。これは6年なのでしょう。

（「A、B、Cについては単年です。」と発言あり）

D地区については6年ということですね。わかりました。新車義務づけで、そうすると新車で登録してくるときに、青ナンバーを取れと言ったとき、今、言ったように簡単には取れませんよね。この辺について本当の意味で新規参入を促し、なおかつ業者を育成するのであれば、とにかくA、B、C地区を全部平等に分けて、現状をやっているこの11社、こういった中で、参入をしてくる中で入札で事を処するのが一番理にかなっているではないですか。それができない根本的な理由というのはどういうことですか。

A、B、C地区は、特定の業者の名前を言っているのか、現在やられているこの3社にそのまま随契でいこうということですね。もう3社で決まりということですよ。ほかの業者はもう全然考えていない。A、B、C地区はもう既にこの3社で決まりということですよ。部長。だから、D地区に限り入札という形でやる。といいますと、本当の意味で経費の節減になりますか。この当初の9,500万円からの補正の負担行為というのは、新車を義務づけた中での計算がどのように議員の説明にあったのではないですか。これを随契によって幾ら削減しようとしているのか。しかも、今の話ですと、もう3社に随契す

るのが決まっているという中で値段が本当に下がりますか。これではなくて随契にしたって3,000万円からの契約を随契にするというのは、それはやはりおかしいことですよ。当然呼んできちんとした中でやらないと、もう既にA、B、C地区は3社で決まり、D地区は新規参入で新車を買って来てくださいという、これではやはり市民の方に、また業界の方にこの案では説明できませんよ。皆さんそうでしょう。3社に決まっているのだという中でどうして経費が節減できるのか.....。

議長（松本啓太郎君） 質問をきちんとやってください。

9 番（茂木光雄君） この点だけよろしくお願いします。

議長（松本啓太郎君） 市民環境部長。

市民環境部長（塚越正夫君） お答えいたします。

まず、契約でございますけれども、これは随契か入札かという問題もあるわけですが、我々廃掃法というものをまず重視をしまして、廃掃法の中で業者選定というものをやっていくわけでございます。契約につきましては、公法上の契約でやっていきますから、当然決まっている条例なり廃掃法というものがありますから公法上の中で契約していくということでございます。

それと、まだ藤岡市内、何度も言いますけれども、業者がなかなか一定をしていない。まだまだ業者に格差がある。こういう業者を今後育成していく必要があるのではないかとということの中で、例えば今、ご指摘されますように、ではD地区が新車でなくてもいいのではないかと、それも経費の節減ではないかという話をされますけれども、我々としますと、当然請け負った業者には自覚を持っていただいて、6年という減価償却を見ますので、新車を買って自覚を持って対応していただきたい。そして、業者育成をしていきたいという考えを持っております。そういう中で、今回大きく議員のご指摘をいただき、またあるいはご意見等の中で検討させていただいた結果が、今の3社についてはA、B、Cのところ随契をしていきたい。それは当然設計額が出ておるわけですが、この設計額に伴いまして市長の方でどんなぐらいにするかということは指示をいただきまして、入札をしていくということでございます。そういう中で、当然我々としますと、経費削減というのが大まかにできないと随契という意味がありませんので、この辺については十分経費節減ができるような入札、随契をしていきたいというふうに思っていますので、ご理解をいただければと思います。

議長（松本啓太郎君） 茂木光雄君。

9 番（茂木光雄君） もう決まっていることにどうも私が言っているみたいで、最後に市長にこの随契でとりあえず委託をするに当たって経費の節減を幾らにするのか。最低制限価格をきちんと公表した中で随契を行うのかどうか、この1点。これは市長の権限でしょうから、

最低制限価格を設定して行う随契でなければ、しかも何社か当然合見積もりをとっていたかどうか、何社のそういった合見積もりをとっていくのかどうか。随契でも当然合見積もりはとるべきだと私たちは思いますけれども、その点よろしく願いをいたします。D地区については異論はありません。

議長（松本啓太郎君） 市長。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） ただいまの茂木議員のご指摘はA、B、C地区という中で、ここは先ほども部長が随契でと言っております。ですから、最低制限価格を設けるということではなくて、いかに経費節減するためにどのくらいの金額が妥当なのかというものをしっかり積み上げて、さらに今、議員が言われたのは請負比率だと思いますので、その中で今度是对A、B、Cにつきましては1社ずつとの協議でございますから、こういう金額でやれるかどうかということで契約していくわけでございます。そこで、これが単年度契約になっております。それはまた次の将来、先ほど議員のご指摘のとおり、さらに区分けをする必要があるのではないかということも考えております。

以上でございます。

#### 会 議 時 間 の 延 長

議長（松本啓太郎君） 本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

議長（松本啓太郎君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第97号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第97号については委員会付託を省略することに決しました。

次に、本案に対しては木村喜徳君外4人からお手元に配付いたしました修正の動議が提出されております。

提出者の説明を求めます。木村喜徳君の登壇を願います。

( 15番 木村喜徳君登壇 )

- 15番(木村喜徳君) 議長より登壇の許可を得ましたので、ただいま議題となりました議案第97号平成15年度藤岡市一般会計補正予算(第3号)の修正案について、ご説明申し上げます。

議案第97号平成15年度藤岡市一般会計補正予算(第3号)。上記の議案に対する修正案を別紙のとおり、地方自治法第115条の2及び会議規則第17条の規定により提出します。別紙(修正案)になっております。

その内容といたしまして、第3款民生費、第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費の348万円減の修正案であります。内訳は第13節委託料で185万円、第14節使用料及び賃借料で163万円の総額が348万円であります。減額した348万円を第14款予備費、第1項予備費、第1目予備費に加えるものであります。

次に、修正の理由であります。私たちは障害を持つ児童の保育についてその必要性は執行部以上に強く受け止めており、その保育に毛頭反対することはないのを初めに申し上げておきます。市長は昨年の行政改革において事務事業また経常経費の減額を目指し、児童館の建設を中止し、既に神流地区に予定されていた土地については、970万4,000円の損害賠償を支払い返還いたしました。第二小校区においても、3月議会の冬木議員の質問の中で契約解除をしたいと答弁しております。それにもかかわらず、総合計画の実施計画にも計上されていない事業を計画性もなく提案したのであります。この土地を借りることは毎年163万円を二十数年にもわたり支払うこととなります。経常経費の削減の方向とは大分食い違っていると思います。学童保育の用地は市有地、また市の施設の中にも候補地があるのではないかと思います。また、障害児と健常児を分けて保育する政策は過去のものであり、現在はバリアフリーの時代なのです。今は児童館の中でも十分学童保育はできるのであります。障害児の自立と社会参加、そして成長を祈りつつ提案説明とさせていただきます。

- 議長(松本啓太郎君) 説明が終わりました。

これより修正案に対し提出者及び執行部に対し質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

- 議長(松本啓太郎君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(松本啓太郎君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は一括討論であります。討論はありませんか。

反町清君。

( 7 番 反町 清君登壇 )

- 7 番(反町 清君) 議長より登壇のお許しをいただきましたので、ただいま議題となりました議案第97号平成15年度藤岡市一般会計補正予算(第3号)修正案に対し賛成の討論を行います。

議案第97号平成15年度藤岡市一般会計補正予算修正案の第3款民生費、第2項児童福祉費の障害児学童保育所建設事業については、その建設用地につきまして既に児童館建設が決定していたにもかかわらず、長引く不況の中、財政状況は非常に厳しく箱物行政から脱却し、経費削減に努めるため、施設は現有のものを有効利用し、学童保育もその方向で対処していくということで議会決定をしていたこの施設を中止した経緯がございます。神流小学校区の学童館建設予定地に対しては、既に970万4,000円もの損害賠償を支払い、契約解除しております。このような多額な損害賠償をしても財政改革に取り組んでいくという決断をしたわけであります。当然この障害児学童保育所建設用地にも、このときに建設中止になった第二小校区の学童保育所の予定地でありましたので契約を解除したのも思っております。議会軽視も甚だしいと私は思います。平成14年第4回定例会でも中止決定以降、平成15年第1回定例会でも3月31日をもって解約する方向で努力していると伺っております。その後の定例会決算特別委員会でも同様な答弁をいただいております。このような経緯を踏まえ、この建設用地は速やかに地主との解約をするのが当然であります。そうでなければ、議会軽視も甚だしい。議会の冒とくしているという行為ではないでしょうか。このような経緯の中、地主にお返しするのが当然のところ、この施設を建設するなど、もつてのほかであります。他に適地がないわけではありません。私たちは障害児学童保育所建設には前向きに考えており、建設に反対するものではありません。用地について議会での約束を守り、新たな適地に建設を望みます。議員各位の格段のご理解を切にお願い申し上げ、この修正案に対し賛成の討論を行い、皆様のご協力をお願いいたします。

- 議長(松本啓太郎君) 他に討論はありませんか。

青柳正敏君。

( 17 番 青柳正敏君登壇 )

- 17番(青柳正敏君) 登壇のお許しをいただきましたので、ただいま議題となっております議案第97号平成15年度藤岡市一般会計補正予算(第3号)原案につきまして賛成の討論を行います。

本議案は、人事院勧告に基づく人件費の削減、第2款総務費では、多野藤岡地域任意合併協議会に対する負担金、第8款土木費では、市道の維持補修工事等、緑町線街路事業な

ど市民生活にかかわる重要な議案であります。また、今回修正動議の出されました障害児学童保育所につきましては、養護学校に通学されている障害児ご本人たちと日ごろの通学における送迎など介護にご苦労されているご父兄にとって悲願の施設であり、県内でも数少ない福祉施設として各方面から大きな期待を寄せられている施設であります。現在、暫定的に北ノ原幼稚園の2階において実施しておりますが、以前より要望の出しておりました重度障害児を受け入れるためには、2階の施設では車いす利用者などにとって大きな障害であり、こうしたことから新規施設が熱望されておりました。財源については、群馬県から平成16年度の補助対象に認定されると伺っております。また、建設予定地につきましては、市内中心部に位置し公園に隣接するなど、環境・アクセスともに利用者にとって最適地であると思われまます。藤岡市の福祉施設を向上させ、障害児の保護育成、子育て環境をより向上させるためにも、ぜひこの地に障害児学童保育所を建設していただきたいと考えております。

以上をもちまして、本修正の動議に対し反対、反意をあらわし、原案に対する賛成討論といたします。ぜひとも議員各位の賛成、賛意をお願い申し上げます。

議 長（松本啓太郎君） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

初めに、修正案に対して採決した後、原案について採決いたします。

これより採決いたします。議案第97号平成15年度藤岡市一般会計補正予算（第3号）に対する木村喜徳君外4人から提出された修正案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（松本啓太郎君） 起立少数であります。よって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。議案第97号平成15年度藤岡市一般会計補正予算（第3号）、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（松本啓太郎君） 起立多数であります。よって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

## 第21 議案第98号 平成15年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）

議 長（松本啓太郎君） 日程第21、議案第98号平成15年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民環境部長の登壇を願います。

(市民環境部長 塚越正夫君登壇)

市民環境部長(塚越正夫君) 議案第98号平成15年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、第1条に示したとおり、歳入歳出それぞれ1億4,715万2,000円を追加し、48億132万5,000円とするものであります。当初予算と比較いたしますと、今回の補正を含め3.2%の伸びとなっております。

次に、事項別明細について歳出よりご説明申し上げます。第1款総務費では、第1項総務管理費で50万3,000円を追加。第3款老人拠出金では、第1項老人保健拠出金で1億5,423万3,000円を追加。第4款介護納付金では、第1項介護納付金で1,010万円を減額。第5款共同事業拠出金では、第1項共同事業拠出金で139万9,000円を追加。第9款諸支出金では、第1項償還金及び還付加算金で111万7,000円を追加するものであります。

続きまして、今回の補正の財源となります歳入についてご説明申し上げます。第2款国庫支出金では、第1項国庫負担金で4,824万8,000円を追加、第2項国庫補助金で2,373万4,000円を減額。第3款療養給付費等交付金では、第1項療養給付費等交付金で6,580万8,000円を追加。第4款県支出金では、第1項県負担金で35万円を追加。第5款共同事業交付金では、第1項共同事業交付金で69万9,000円を追加。第7款繰入金では、第1項他会計繰入金で4,222万円を追加。第8款繰越金では、第1項繰越金で1,356万1,000円をそれぞれ追加するものであります。

以上が説明の要旨であります。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(松本啓太郎君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第98号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) ご異議なしと認めます。よって、議案第98号については委員会付託を

省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第98号平成15年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号) 本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松本啓太郎君) 起立全員であります。よって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

## 第22 議案第99号 平成15年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計補正予算

(第1号)

議長(松本啓太郎君) 日程第22、議案第99号平成15年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。健康福祉部長の登壇を願います。

(健康福祉部長 宇留間修次君登壇)

健康福祉部長(宇留間修次君) 議案第99号平成15年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、第1条で示したとおり、歳入歳出それぞれ74万1,000円を減額し、26億3,049万4,000円とするものでございます。当初予算と比較いたしますと、今回の補正により約0.03%の減となっております。

次に、事項別明細について歳出からご説明申し上げます。第1款総務費では、人件費等で381万3,000円を減額。第3款財政安定化基金拠出金では1,000円、第4款介護給付費準備基金積立金では174万4,000円、第6款一般会計繰出金で132万7,000円をそれぞれ追加するものでございます。

続きまして、今回の補正財源となります歳入についてご説明申し上げます。第3款国庫支出金では183万9,000円、第4款支払基金交付金では、前年度精算分で218万7,000円をそれぞれ追加。第7款繰入金では、第1項一般会計繰入金で429万3,000円、第8款繰越金で47万4,000円をそれぞれ減額するものでございます。

以上、簡単でございますが、提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいようお願い申し上げます。

議長(松本啓太郎君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第99号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) ご異議なしと認めます。よって、議案第99号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。議案第99号平成15年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号) 本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松本啓太郎君) 起立全員であります。よって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

第23 議案第100号 平成15年度藤岡市学校給食センター特別会計補正予算(第1号)

議長(松本啓太郎君) 日程第23、議案第100号平成15年度藤岡市学校給食センター特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。教育部長の登壇を願います。

(教育部長 金井秀樹君登壇)

教育部長(金井秀樹君) 議案第100号平成15年度藤岡市学校給食センター特別会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、第1条で定めてありますように、歳入歳出それぞれ359万6,000円を減額し、総額5億981万1,000円とするものであります。当初予算に比較いたしますと、0.7%の減額となっております。

次に、事項別明細についてでございますが、第1款総務費では、第1項総務管理費、第1目学校給食総務費の人件費で359万6,000円の減額であります。内容は人事院勸

告に伴うものでございます。

続きまして、補正財源となります歳入について説明を申し上げます。第2款一般会計繰入金から359万6,000円を減額するものであります。

以上、簡単ではありますが、提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長（松本啓太郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第100号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第100号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第100号平成15年度藤岡市学校給食センター特別会計補正予算（第1号）本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（松本啓太郎君） 起立全員であります。よって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

#### 第24 議案第101号 平成15年度藤岡市下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議 長（松本啓太郎君） 日程第24、議案第101号平成15年度藤岡市下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。上下水道部長の登壇を願います。

（上下水道部長 堀口 寿君登壇）

上下水道部長（堀口 寿君） 議案第101号平成15年度藤岡市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、第1条で定めてありますように、歳入歳出それぞれ267万円を増額し、総額13億4,434万1,000円とするものでございます。当初予算と比較しますと、0.2%の増となっております。

次に、事項別明細について歳出からご説明申し上げます。第1款公共下水道費では、第1項公共下水道費の人件費等で267万円の増額であります。

続きまして、今回の補正財源となります歳入の説明を申し上げます。第5款繰入金では、一般会計繰入金で267万円を増額するものであります。

以上、簡単であります。提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（松本啓太郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第101号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第101号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第101号平成15年度藤岡市下水道事業特別会計補正予算（第2号）本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（松本啓太郎君） 起立全員であります。よって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

第25 議案第102号 平成15年度藤岡市簡易水道事業等特別会計補正予算

(第1号)

議長(松本啓太郎君) 日程第25、議案第102号平成15年度藤岡市簡易水道事業等特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。上下水道部長の登壇を願います。

(上下水道部長 堀口 寿君登壇)

上下水道部長(堀口 寿君) 議案第102号平成15年度藤岡市簡易水道事業等特別会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、第1条に定めてありますとおり、歳入予算の款項の区分において補正するものでございます。内訳は第3款繰入金、第1項他会計繰入金で209万1,000円を減額し、第4款繰越金、第1項繰越金で209万1,000円を増額するものでございます。

以上、簡単ではありますが、慎重審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

議長(松本啓太郎君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第102号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) ご異議なしと認めます。よって、議案第102号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第102号平成15年度藤岡市簡易水道事業等特別会計補正予算(第1号) 本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（松本啓太郎君） 起立全員であります。よって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

第26 議案第103号 平成15年度藤岡市水道事業会計補正予算（第1号）

議長（松本啓太郎君） 日程第26、議案第103号平成15年度藤岡市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。上下水道部長の登壇を願います。

（上下水道部長 堀口 寿君登壇）

上下水道部長（堀口 寿君） 議案第103号平成15年度藤岡市水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

第2条の収益的収入及び支出についてご説明いたします。収入の水道事業収益は、4,641万3,000円の減額で、内訳は営業収益であります。主な内容は冷夏による料金収入の減額と第3条予算より第4条予算への科目更正でございます。支出の水道事業費用は2,072万5,000円の減額で、内訳は営業費用でございます。これにつきまして第3条予算より第4条予算への科目の更正でございます。

次に、第3条の資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。収入及び支出はともに2,000万円の増額で、この内訳は収入で負担金、支出で建設改良費であります。主な内容は下水道工事に伴う水道管布設の第3条予算から第4条予算の科目更正でございます。なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額6億1,776万5,000円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び減債積立金で補填する予定でございます。

以上、簡単ではありますが、提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（松本啓太郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第103号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) ご異議なしと認めます。よって、議案第103号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第103号平成15年度藤岡市水道事業会計補正予算(第1号)、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松本啓太郎君) 起立全員であります。よって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

休会の件

議長(松本啓太郎君) お諮りいたします。議事の都合により11月28日から12月3日までと6日から8日までの9日間休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) ご異議なしと認めます。よって、11月28日から12月3日までと6日から8日までの9日間休会することに決しました。

散会

議長(松本啓太郎君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。  
本日はこれにて散会いたします。

午後5時5分散会